表1 ブルンジ憲法が定めるエスニック権力分有制度の概要

副大統領	2 人の副大統領は異なる政党、異なるエスニック集団に属さなければならない (124条)
内閣	大臣・副大臣に占める割合は、フツで上限 60%、ツチで同 40%とする(129 条)
国防·警察	国家防衛軍所轄大臣と国家警察所轄大臣が同じエスニック集団ではならない (130条) 国防・治安機構の人員は、同じエスニック集団が 50%以上を占めてはならない (257条)
公企業	公企業の代表者に占める割合は、フツが最大 60%、ツチが同 40%とする(143条)
下院	下院議員に占める割合は、フツが 60%、ツチが 40%とする(164 条)
上院	各州の代表 2 人は、異なるエスニック集団から選ばれなければならない。また、トゥワ(別のエスニック集団。ブルンジに占める人口比率は 1%未満)3 人と国家元首経験者も上院議員となる(217 条)
司法	司法官最高会議は、エスニシティ、地域、ジェンダーについて均衡が求められる (217条)
コミューン	コミューン長のエスニックの帰属は、1 つのエスニック集団だけで国レベルで 67%を 超えてはならない(266 条)